

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 7 号

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則（平成 7 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号を削る。

第 9 条第 2 項中「および同条第 6 号に規定する中小企業用地取得資金」を削る。

別表中小企業用地取得資金の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。